

20歳になったら

国民年金

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。やがて訪れる老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支えあう制度です。
20歳になったら、忘れずに国民年金に加入手続きをしましょう！

9

国民年金の加入者は次の3種類です

第1号被保険者…自営業、農業、学生等20歳以上60歳未満の方

第2号被保険者…厚生年金保険、共済組合に加入している方

第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

※20歳誕生日月の前月に年金事務所から加入勧奨状（加入のお知らせ）が送付されますので必ずご回答ください。

第1号被保険者・第3号被保険者に該当する方は、必ず加入手続きが必要です

○国民年金第1号被保険者の加入手続きは、役場町民課の保険年金係窓口で直接手続きできます。

○国民年金第3号被保険者の加入手続きは、配偶者のお勤め先の事業主へ届出ください。事業主経由で年金事務所へ提出されます。

※第2号被保険者は、本人からの加入手続きは不要です。

加入手続きを済ませると、年金手帳が交付されます。この手帳は、就職、離職をしたときや年金を受けるときなど、一生を通して使うため大切に保管してください。

毎月の保険料はいくら？

国民年金保険料（定額）は、月額14,660円です。（平成21年度の額）

なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。

保険料の納付が困難な場合は…

20歳になって、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合には、学生納付特例制度、若年者納付猶予制度など保険料免除制度を利用することができます。

この2つの制度は、所得の少ない若年層（20歳代で学生以外）の方や所得の少ない学生の方が、将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

問い合わせ

年金事務所 宇和島市天神町4-43 ☎22-5344

役場町民課 保険年金係 内線：215・216

